

通告順序第7号

9番 渋井 清隆 議員

一般質問再質問答弁書

一般質問再質問答弁書

作成課	総務課	9番	渋井 清隆 議員
質問事項	土地改良区の理事・理事長等について		
内容	<p>1、請負について</p> <p>地方自治法第142条の請負とは、民法上の請負契約に止まらず、広く地方公共団体に対し、物品、役務等の提供を目的とする取引関係を意味するものと解されている。そのようなことから、会津美里町が会津宮川土地改良区（以下「宮川土地改良区」という。）へ委託することは請負に該当すると考えます。当局の解釈と判断について伺う。</p> <p>2、町長は、宮川土地改良区の充て職として理事長に就任している。議会への報告と報酬の授受等について</p> <p>理事長は組合員でない者からの選任でありますと述べられている。そうすると員外理事と言うことから充て職と理解します。そこで、充て職という言葉について、解り易く述べると、充て職は、法令・例規・規則・定款等の規定を根拠に行われるものと、ある一定の社会的地位のある職に就いている者を慣例的に選任するものがあると解されている。ところで、現在、町長の職と宮川土地改良区の理事長の職を兼ねていることから理事長の就任にあたり、①議会への報告等は必要としないのか、②充て職にある者が報酬を受け取れるのか。当局の解釈と判断について伺う。</p> <p>3、地方自治法142条括弧書（適用除外）について</p> <p>地方自治法第142条（請負人等となることの禁止）では普通公共団体の長は、当該普通公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができないと記載されている。その政令で定める適用除外について、次のように規定されている。</p> <p>地方自治法施行令第122条（地方公共団体の長が取締役等を兼ねることができる法人）地方自治法第142条に規定する当該地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人とする。と記載されている。</p> <p>しかし、町長答弁では町からの出資はありませんと回答している。</p> <p>そうすると、①町長と宮川土地改良区の理事長を兼ねることができないこ</p>		

	<p>と。そして、請負の禁止に該当すると考えられること。②また、これらに準ずべき者の解釈について、宮川土地改良区の定款、第3章、(理事長及副理事長)第19条第1項には、理事長はこの土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。第2項には副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位に従い、その職務を代理し、理事長が欠員のときは、その職務を行うと定められている。したがって、理事長は法人の取締役等と同程度の執行力と責任があると言えること。よって、理事長はこれらに準ずべき者に該当すると考える。当局の解釈と判断について伺う。</p> <p>4、公職選挙法について</p> <p>公職選挙法(請負等をやめない場合の地方公共団体の議会の議員又は長の当選人の失格)第104条では、地方自治法第142条の規定に該当する者は、当該選挙の事務を管理する選挙管理委員会に対し、当選の通知を受けた日から5日以内に法142条に規定する関係を有しなくなった旨の届け出をしないときは、当選の効力を失うと記載されている。そして、土地改良法は特別法であり、地方自治法は一般法(普通法)と考える。</p> <p>また、特別法は、一般法(普通法)を優先するとされている。それを踏まえ、特別法優先の原則と後法優先の原則について、会津美里町長として就任した後に宮川土地改良区の理事に選任され、理事長に選出されていることから町長の職をすでに失っていると考える。当局の解釈と判断について伺う。</p>
<p>答 弁 要 旨</p>	<p>はじめに、「土地改良区の理事・理事長等について」</p> <p>であります、</p> <p>1点目の「請負」につきましては、</p> <p>「請負」の一般的な基準としては、</p> <p>民法上の「請負」に限られず</p> <p>経済的ないし営利的、継続的又は反復的であること</p> <p>などとされております。</p> <p>会津宮川土地改良区は、土地改良法に基づく法人であり、</p> <p>営利を目的とする法人ではないため、</p>

町からの業務受託については、
当該規定における「請負」には当たらないと判断しております。

2点目の「議会への報告と報酬の授受」につきましては、
土地改良区の理事長への就任にあたり
議会への報告を必要とする規定はなく、
また、兼職禁止にも該当しないことから、
報酬を受けることについて、
特段の問題はないと判断しております。

3点目の「地方自治法142条括弧書（適用除外）」
につきましては、
当該規定においては、
法人である会津宮川土地改良区が、
「主として同一の行為をする法人」に
該当するか否かが問題となります。

「主として」の意味は、
当該法人の業務の主要な部分が
団体からの収入によって占められている場合とされており、
会津宮川土地改良区は該当せず、
兼業禁止にあたらないと判断しております。

4点目の「公職選挙法」につきましては、
3点目でお答えしたとおり、
長が会津宮川土地改良区の理事長に就任することについて
問題はなく、
公職選挙法第104条の規定にも当たらないと
判断しております。

一般質問再質問答弁書

作成課	建設水道課	9番	渋井 清隆 議員
質問事項	保管財産誤処分に係る弁護士委任契約等について		
内容	<p>1、結論から言うと組織として体をなしていない。</p> <p>その理由について、①町営住宅管理条例及び同条例施行規則が制定されている。その町営住宅管理条例第2章には、町営の設置及び管理の規定等が記載されていること、②町営物置管理条例は制定されていないこと、③平成21年3月S氏と物件移転等補償契約締結がなされ契約が成立していること、④その後における保管財産に係る原因証書（契約書：双務契約・片務契約）、事務引継ぎ書等関係書類が一切ないこと。</p> <p>したがって、当時の担当者が勝手に行ったことであると言える。</p> <p>以上前述したことから、町が正当な理由もなく損害賠償事件の責任を負うことについて、町民に対し納得できる説明責任をどのような形で周知するか。当局の見解を伺う。</p> <p>2、国家賠償法第2条第2項の求償について</p> <p>国や公共団体が賠償した場合、他に損害の原因について責に任すべき者があるときは、国又は公共団体は、これに対して求償することができるとしている。当局の見解を伺う。</p>		
答弁要旨	<p>次の、「保管財産誤処分に係る弁護士委任契約等について」</p> <p>であります、</p> <p>1点目の「町民に対し納得できる説明責任」</p> <p>につきましては、</p> <p>平成21年度に高田地域の</p> <p>横町地区 門前町整備事業における、</p> <p>物件移転の一連の業務として、</p>		

職務上で行った内容であったことから

相手方に対しての責任は

町にあると考えております。

現在、相手方と示談交渉中であるため、

賠償の内容も確定していないことから、

町民への周知については、

賠償内容が確定された後、検討してまいります。

2点目の

「国家賠償法の求償」につきましては、

相手方との示談交渉中であるため、

賠償の内容も確定していないことから、

求償の有無について

現段階では判断できません。

一般質問再質問答弁書

作成課	総務課	9番	渋井 清隆 議員
質問事項	庁舎の修補等について		
内容	<p>バックアップ材の垂れ下がりが解消されたことを、目視点検により確認し完了と認めたと述べている。</p> <p>そこで、次の事項について伺う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 バックアップ材の垂れ下がった原因と解消工事の施工方法 2 目視点検にあたり誰がどのような方法で確認し、完了と認めたのか 3 解消工事経過写真等の有無 		
答 弁 要 旨	<p>次の、「庁舎の修補等について」であります。</p> <p>1点目の「バックアップ材の垂れ下がった原因と解消工事の施工方法」につきましては、</p> <p>バックアップ材が</p> <p>環境的な影響をうけて劣化が進み、</p> <p>露出に繋がったものであり、</p> <p>露出の再発防止策として</p> <p>緩衝材の撤去及び部分的なシーリング処理を行ったものです。</p> <p>2点目の「目視点検にあたり誰がどのような方法で確認し、完了と認めたのか」につきましては、</p> <p>施設管理の所管課長である総務課長が、</p> <p>本庁舎の駐車場から目視点検を実施し、</p>		

露出が解消されていることを確認するとともに、
業者より提出された施工前後の写真により、
施工完了と判断したものであります。

3点目の「解消工事経過写真等の有無」につきましては、
撮影した写真は施工前後のみであり、
施工中の経過を記録した写真は残っておりません。

